

来年1月1日から改正労働安全衛生法等が段階的に施行されます！

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う法改正が行われ、令和8年1月1日から段階的に施行されます（一部は公布日（本年5月14日）に施行済み）。①～⑥の法改正内容を確認いただき、適切な対応の準備をお願いします。

①個人事業者等の安全衛生対策の推進（業務上災害報告制度の創設、個人事業者等自身への義務付け、作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け等）
②職場のメンタルヘルス対策の推進（50人未満の事業場に対するストレスチェック等の義務付け）
③化学物質による健康障害防止対策等の推進（危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保等）
④機械等による労働災害防止の促進等（特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化等）
⑤高年齢労働者の労働災害防止の推進（高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善等）
⑥治療と仕事の両立支援の推進（治療と仕事の両立の促進に必要な措置）



厚生労働省 HP

12月1日 フォークリフトの安全講習会を実施しました！

このたび、一般社団法人佐久労働基準協会との共催により、フォークリフトの安全管理をテーマとした講習会を開催し、企業の安全担当者を中心に約50名の方に参加いただきました。

講習会では、参加者によるグループワークを実施し、日ごろ自社の作業で感じている危険ポイントなどを出し合いながら、現場における課題や改善策について活発な意見交換が行われました。

また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）長野県支部から講師をお招きし、フォークリフトを使用した実演を通して、操作時の注意点や安全確認の大切さを、実際の動き等を交えてわかりやすくご説明いただきました。

フォークリフトは日常の業務で身近に使用される機械ですが、ひとたび事故になれば重大な怪我や死亡につながる危険があります。今後も、安全第一の意識を持ち、作業計画の策定、運転資格の確認、適切な使用方法の遵守など、安全管理を徹底していただきますようお願い申し上げます。



講習会フォトレポート



フォークリフトによる労働災害防止対策

建設業の事業主の皆さまへ

所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は、**事務所等の労災保険**（継続事業）を成立させる必要があります！

特定の工事現場に付随しない業務とは、土場・資材置き場等での整理作業や所属事業場の施設内での作業、**除雪作業**、**修繕作業**などがあり、事務職労働者を雇用していない場合でもこれらの業務に従事させる際は成立が必要になります。

まとめ

労働者を雇用したら「事務所等の労災保険」の成立を。

雇用保険の該当がある場合は「建設の雇用保険」の成立を。

元請工事がある場合は「一括有期事業の保険」の成立を。

（詳細は別添リーフレットを参照してください。）

**職業紹介事業者を利用する際は、契約内容を確認しトラブルを防止しましょう。**

雇用紹介事業者（職業紹介事業者・募集情報等提供事業者）を利用した際に、利用料金や払戻金等の支払いについてトラブルとなるケースが発生しています。令和7年4月1日より職業安定法に基づく省令及び指針の一部が改正され、職業紹介事業者によるサービス提供に関する利用料金や発生条件、違約金の額、解約方法等を含む契約内容について、誤解が生じないようにあらかじめ、求人者に対し書面・電子メール等の適切な方法により明示すること等が義務化されています。契約締結前に、明示された契約内容を十分に確認、検討いただきトラブルを防止しましょう。

職業紹介事業や募集情報等提供事業に関するご質問は、

長野労働局 職業安定部 需給調整事業室（TEL026-226-0864）までお問合せください。



厚生労働省 HP

「雇用紹介事業者は
新たなルールへの
対応が必要です」

【編集後記】とうとう師走～年末年始を迎えます。今年の冬至は12月22日＝「一陽來復」（いちようらいふく）～冬至は「陰」が極まり「陽」に転じる日で、運気が回復に向かう吉兆の日とされているそうです。「冬来たりなば春遠からじ」～仕事の方も、休みの方も、安全で健康に年越し、良い年にしたいですね。



【発行】
小諸労働基準監督署
〒384-0017 小諸市三和1-6-22
佐久公共職業安定所
〒385-8609 佐久市原565-1

建設業の事業主の皆さんへ

～所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

- 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。（裏面＜参考＞を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。
- ② 適用単位（事業場）は、原則、当該建設事業場（事業主）の事務所所在地となります。
※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。
※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出席等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷(疾病含む)**した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付について…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合（又は行う見込みがある場合）で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができます。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

〈参考〉

有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかる業務
(注)を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く)

(注)なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

- ② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(ただし、事業として行っている場合は除く)

- ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業(工期の定めはなし)を他の業務の合間にを利用して行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

(「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。)

*以上①～⑤はあくまで一例です。

〈建設業の事業主の皆さまへのお願い〉

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

➤ 労働保険の年度更新では、

- ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
- イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災)
- ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

➤ 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(疾病含む)は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。